



保育所（園）等 継続利用手続きガイド



令和9年度 継続利用を希望される方へ

受付期間 令和8年 **11月5日(木)～11月25日(水)**

※必要事項は必ず期限内に揃えてご提出ください。

継続利用の方 ・ ・ ・ ・ ・ 現在の利用施設に下記の書類を提出してください。



- ① 令和9年度 教育・保育給付現況届（全員提出）
- ② 保育の必要性がわかる書類（2・3号認定の方のみ）
（就労証明書・診断書・求職申立書など 父母それぞれ提出が必須）
- ③ 該当する方のみ必要書類
（ひとり親の証明・障害者手帳の写しなど）



※保育の必要性がわかる書類、必要書類について詳しくは裏面へ

転園を希望する方 ・ ・ ・ 現況届は記入せず、現在の利用施設に返却してください。

- ①施設から「新規の申請書一式」
「保育所等入所（園）のご案内」を受け取ります。
- ②必要事項を記入し、必要書類を揃えます。
- ③第一希望の施設に提出してください。



※必要書類は「保育所（園）のご案内」をご覧ください。

申請書類一式・ご案内は、HPからダウンロード、各施設または保育・幼稚園課、西部支所で受け取れます。



ご注意ください！

- 証明書は令和8年10月1日以降に発行されたものが有効です。
- 書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。
- （転園の場合）副食費、保育料の滞納がある場合は、利用調整に影響することがあります。

入所(園)の決定

継続利用の方 ・ ・ ・ 令和8年3月下旬に
施設利用承諾通知書を発送

転園の方 ・ ・ ・ ・ ・ 令和9年2月下旬～3月上旬頃に
施設利用内定通知書を発送

※公立1号のみ令和8年12月中に入園許可決定通知書を発送

※期間外受付の場合、発送が遅れることがあります。

保育時間の区分（利用できる時間の目安）

・2号・3号認定は、保護者の就労時間などに応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

主な対象の例 ※実際の利用時間は施設により異なります。

標準時間（最大11時間）	短時間（最大8時間）
（例）7：00～18：00の間	（例）8：30～16：30の間
月120時間以上の就労、妊娠・出産、疾病・障がい等	月64時間以上の就労、求職活動等

保育料・副食費について

保育料および副食費は、保護者の市民税所得割額により
毎年 **4月と9月** に決定します。

期間	算定基準となる税	決定通知時期
令和9年 4月～8月	令和7年中(R7.1.1～12.31)の 収入に基づく市民税所得割額	令和9年 4月中旬頃
令和9年9月 ～10年3月	令和8年中(R8.1.1～12.31)の 収入に基づく市民税所得割額	令和9年 8月下旬頃

○無償化となる対象年齢は？

幼稚園部門：満3歳児クラスから保育料無償

保育部門：3歳児クラス（4月1日時点で3歳）から保育料無償

・無償化対象の方も、食材料費（主食費及び副食費）は施設ごとに定められた額をお支払いいただきます。

・市民税が未申告の場合は、保育料副食費の算定ができません。
必ず申告を行ってください。

・家庭状況（住所/勤務先/婚姻/離婚/妊娠・出産/退職等）に変更があった場合は必要に応じて変更申請が必要です。
（詳しくは下記お問合せへ）

お問合せ

西条市役所

保育・幼稚園課 認定給付係

☎0897-52-1337(直通)

西部支所 福祉課 こども・福祉係

☎0898-64-2700(代表)

西条市HP

各種案内は
こちらから



提出が必要な書類

1号認定（幼稚園部門） はこちら⇒ **①+③** （③は該当する方のみ）

2・3号認定（保育部門） はこちら⇒ **①+②+③** （③は該当する方のみ）

① 教育・保育給付現況届 ※別紙「記入例」を参照してください。

② 保育の必要性がわかる書類 ※証明書の日付は令和8年10月1日以降のものを有効とします。

保育を必要とする理由 ()は認定期間の限度		提出が必要な書類	チェック欄	
			父	母
1	会社等に常勤・パート等で勤務 (1カ月64時間以上)	・就労証明書（内定者含む）※事業所の担当者記入のもの ※児童クラブの様式はご利用できませんのでご注意ください。	☐	☐
	自営業・自営手伝い (農業・漁業含む) (1カ月64時間以上)	・就労証明書（自営中心者記入のもの） ・自営業の証明書類 自営中心者：(1)～(4)いずれかのコピー (1)確定申告書 (2)開業届 (3)営業許可証 (4)売上げや収支が分かる書類 自営手伝い：(ア)～(オ)いずれかのコピー (ア)確定申告書（中心者の屋号・氏名が確認できるページ および専従者に関する事項が確認できるページ） (イ)青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書 (ウ)協力者の源泉徴収票 (エ)給与明細（代表者が証明するもの）直近3カ月分 (オ)自営業中心者の①～④いずれか	☐	☐
	内 職 (1カ月64時間以上)	・就労証明書 ・タイムスケジュール ・支給明細書等（コピー）	☐	☐
2	妊娠・出産 (出産予定日の月の前後各2カ月※) ※父が育児休業を取得する場合、認定期間が短くなることがあります。 詳しくは保育・幼稚園課へお問い合わせください。	・母子健康手帳（コピー） (母の氏名・出産予定日が確認できるページ)		☐
3	保護者の病気・障がい等	・診断書（家庭保育が困難である旨が記載されたもの） または身体障害者手帳等（コピー）	☐	☐
4	病人（親族）の介護・看護等 (1カ月64時間以上)	・介護（看護）申立書 ・タイムスケジュール ・介護対象者の診断書または状況がわかるもの（手帳等）（コピー）	☐	☐
5	災害復旧	・罹災証明書	☐	☐
6	求職活動（最大3カ月間） (起業準備含む)	・求職申立書	☐	☐
7	就 学（就学期間終了月まで） (1カ月64時間以上)	・就学申立書 ・タイムスケジュール（通学時間を含む） ・学生証（コピー）または在学証明書（就学期間が記載されているもの） ・カリキュラム（月64時間以上就学していることが分かるもの）	☐	☐
8	育児休業 (育児対象児が満1歳になる日まで) ※保育所入所中の児童で継続利用が必要と認定されている方	・就労証明書（育児休業期間欄に記載があるもの） ・継続認定申立書及び誓約書	☐	☐
9	その他（DV・虐待 等）	※お問合せ先までご相談ください。	☐	☐

※ 放課後児童クラブを利用予定のきょうだいがいる場合は、同様の書類が必要となるため、コピーを保管してください。

③ 下表に該当する方のみ必要な書類（１号認定で申請される場合、ウは不要です。）

	項目	必要書類	チェック欄
ア	ひとり親世帯	・児童扶養手当証書 ・ひとり親世帯等医療費受給者証 ・戸籍謄本（離婚日がわかるもの） ※上記いずれかのコピー	☐
イ	生活保護世帯	・生活保護受給者証のコピー	☐
ウ	申込み児童以外のきょうだいがどこにも就園していない場合	・申立書(要押印) ※申立内容は記入例参照	☐
エ	申込み児童または同居家族の中に障がい者を有する方がいる場合	・障害者手帳 ・療育手帳 ・障害認定通知書（特別児童扶養手当） ・精神障害者保健福祉手帳 ・国民年金の障害基礎年金証書 ※上記いずれかのコピー	☐
オ	令和８年１月１日時点で西条市に住民登録がない方	・令和８年度課税証明書（父・母） ※ マイナンバーで確認できる場合は省略できます。	☐
カ	令和９年１月１日時点で西条市に住民登録がない方	・令和９年度課税証明書（父・母） ※ マイナンバーで確認できる場合は省略できます。	☐
キ	令和７年中または令和８年中に海外勤務をされた方	・会社から発行される給与支払証明書 「令和７年１月～令和７年１２月分」または「令和８年１月～令和８年１２月分」（所得税や社会保険料等が記載されているもの） ※外国語で記載されている場合、和訳文を添付してください。	☐
ク	きょうだいが未移行幼稚園や障がい児福祉施設に通園している場合	・きょうだいの在園証明書 ※ 第２子・３子の減額対象となるため提出してください。 ※ 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園に通っている場合は提出不要です。	☐

※ **ア・イ・エ・ク**は保育料および副食費の減額に必要な書類です。

提出がない場合は減額対象になりません。資料提出日の翌月より対象となります。（遡及はありません）

また、提出された場合でも、保育料および副食費の階層により減額とならない場合もあります。



保育を必要とする理由の証明書は、父母それぞれ必要です。

きょうだいで同時に申込みされる場合、証明書は１部で構いません。

転園希望の方は上記の書類に加え、④＋⑤＋⑥も必要です。

④児童問診票（お子さんの年齢別） ⑤希望調査票

⑥主たる保護者のマイナンバー確認書類と本人確認書類

⇒主たる保護者と別の方（配偶者を含む）が申込書を提出する場合は「委任状」と「代理人の本人確認書類」も必要です。